

令和5年度 事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症も収束し、例年通りに事業計画に基づき事業活動が実施できた。ポスターなどの暴排啓発グッズも充実した物が完成し、広く社会に暴排意識の向上を図れたものとする。

	項 目	推 進 結 果
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">暴力団情勢や大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会所属の弁護士によるコラムを「暴追センター情報」と題してEメールにより賛助会員に定期的に提供した。また、令和5年度は、大阪府警との情報交換により入手したサイバーセキュリティ対策に関する情報についても「暴追センター情報」として配信するなど、合計40件（サイバー対策9件）の情報を配信した。広報誌「暴追画報2023年度版」を制作し、暴力団追放府民大会の開催や暴追セミナー、更には無料特別相談所の設置など、令和4年度中における当センターの活動を紹介し、大阪府民の暴力団排除気運の向上と暴力団等からの被害の防止に努めた。広報用ポスター（2300枚）、チラシ（3000枚）、ステッカー（5000枚）等を制作するとともに、昨年度に引き続き、難波高島屋前の歩行者用専用道路に面する「東宝南街ビル」（通称：難波マルイビル）の壁面に設置された大型看板（縦8メートル横10メートル）に大阪府警のラグビー部をモチーフにしたポスターを掲示し、安全安心なまち大阪の広報啓発に努めた。大阪シティーバスの戸袋に「暴力のない社会の実現を目指して」と題するポスターや京阪及び近鉄電車の車内応用ポスターを制作し、暴力団排除に関する広報を行った。昨年度から手がけていた当センター設立30周年記念誌「大阪府暴力追放推進センター『30年のあゆみ』」が完成し、設立当初から協力体制を継続してきた、大阪府警や大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会の弁護士、すでに退職した当センター職員、賛助会員等に配布し、長年にわたり暴力団の撲滅に向け活動してきたことによる成果と暴力団排除対策の変化などを紹介した。また、更なる暴力団排除の重要性を再認識するとともに、引き続き当センターは、暴力団組織を壊滅するまで、府民と力を合わせて力強く活動を継続する意思を確認した。

<p>2</p>	<p>暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業が組織する各種協議会や研修会、暴力団対策強化のために開催する勉強会などに積極的に参加し、暴力団排除の重要性と、暴力団等反社会的勢力対策について助言指導を行った。 ・ 日本弁護士連合会が主催する反社会的勢力対策の研修会や近畿弁護士連合会が主催する「行政対象暴力対策」を題材にした夏期研修会にも参加した。また、大阪府下の自治体が主催する行政対象暴力対策の協議会にも参加し、当センターの活動内容を説明するとともに、大阪府警や大阪弁護士会などと連携して、刑事、民事ともに解決に向け協力することを確認した。 ・ 民間に対する研修会等では、当センターが制作した暴排啓発に関するチラシやポスターなどを配布し、講演とともに暴力団員の本質と、暴力団との関係遮断の重要性について説明し、暴力団対策の重要性を認識してもらうよう努めた。 ・ 令和5年6月8日と9日の2日間、一般財団法人大阪国際経済振興センター及び防犯防災総合実行委員会等の主催でインデックス大阪で開催された西日本最大級の「防犯防災総合展2023」に参加し、大阪府危機管理室等の防犯コーナーにおいて、暴力団追放の啓発ポスターの掲示や暴追画報や暴追ステッカーの無料配布をした。
<p>3</p>	<p>暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度における暴力相談受案件数は、合計1,385件で、令和4年度より177件増加した。相談内容については、契約等の相手方の属性に関する相談が最も多かったが、刑罰法令に関するものも49件、暴力団からの離脱や勧誘に関するものも21件を受理した。いずれも、解決若しくは関係機関への引き継ぎを完了した。 ・ 大阪府警と大阪弁護士会（民暴委員会）との合同で、2回に亘り「民事介入暴力無料特別相談所」を開設した。第1回目は、令和5年5月31日に大阪弁護士会館で開設し、18件の相談を受理した。第2回目は、令和5年11月30日にホテルプリムローズ大阪で開設し、13件の相談を受理していずれも解決若しくは関係機関への引き継ぎを完了した。 ・ 受理した相談の中には、顧問弁護士を抱えている企業であっても、暴力団関係に強い弁護士を紹介して欲しいとの相談もあり、そのような要望に対しては、民暴委員会の委員長を通じて、弁護士を紹介するなど民暴委員会との連携を図った。 ・ 継続中の相談については、経過を十分に聴取し、最善の解決策を教示するとともに聴取内容については、「暴力追放相

		<p>談受理・処理簿」に継続内容を記載した継続用紙を添付して、相談員誰しもが対応できるよう書類を整えた。</p>
4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府警薬物対策課と連携し、令和5年12月22日から令和6年3月21日までの間、18～24歳をターゲットとして、大麻に繋がる隠語をネット検索すると警告表示となるバンパー広告を表示し、少年らの薬物犯罪防止に努めた。期間中のバンパー広告表示件数は、約48万7千件で、1日あたり平均5,351件であった。 大阪府警生活安全部が主催する「非行少年を生まない社会づくりに向けた研修会」に参加し、大阪府下に店舗を構えるカラオケ店や深夜喫茶、ネットカフェなどの従業員に対して、暴追センターの立場から非行少年対策について講演を行い、非行防止の重要性を訴えた。 一般社団法人大阪少年補導協会、大阪青少年環境問題協議会等と協同し、青少年に対する防犯対策を目的とした広報グッズに名入れし、当センターの知名度のアップと暴力団を正しく理解することや暴力団への加入阻止を訴えた。
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年2月5日、ホテルプリムローズ大阪において、当センターの専務理事が会長を務める「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の総会を開催した。大阪刑務所矯正処遇官のほか、大阪労働局や大阪商工労働部人材育成課長など就労に関する機関の代表者とオブザーバーとして大阪府警から暴排担当の警察官（社会復帰アドバイザーを含む）も出席して、就労支援に関するDVDを視聴したり、社会復帰の重要性などについて活発な意見交換を行った。 令和5年度は、元暴力団員からの口座開設関係の相談を9件受理し、就労支援関係の相談を4件受理した。うち、2件の口座開設と1件の就労を支援するに至った。就労支援の事例については、関係者が香川県下での就労を希望したことから、大阪府警及び香川県警、更には香川県暴追センターとも連携し、同センター協賛企業に就労するに至った。 当センターが登録する暴力団離脱者の受け入れを承諾している所謂「協賛企業」は、現在34社で昨年度比プラス1社である。業種については、土建業や運送業が大半を占めており、中高年層が多い暴力団離脱者にとっては、土建業などの体力の必要な業務に就くことは難しことから、令和5年度は特に体力を必要としない業種の協力企業の勧誘に努めたが、当センターが希望する企業の協力は得られなかった。
6	暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月、神戸山口組から分裂した「絆會」がその事務所の本拠地を兵庫県尼崎市から大阪市中央区に転移したこ

	<p>行の平穩を確保するための支援</p>	<p>とで、付近住民等から事務所の使用を差し止めて欲しい旨の声上がり、大阪府警を通じて当センターに支援要請があった。当センターとしては検討委員会の決定を受け、住民等に代わって訴訟を提起する「適格都道府県センター制度」を適用の上、大阪弁護士会民暴委員会委員にその手続等を委任して、同事務所の使用禁止仮処分の申立てを行った。同年12月13日大阪地方裁判所が仮処分を決定、同21日には保全処分の執行がなされ、現在は同事務所は使用禁止となっており、付近住民等の安全と安心を得るに至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団事務所の付近住民や事業所を構える人々誰もが願う事務所の撤去に対する支援策としての「適格都道府県センター制度」であるが、まだまだその知名度は低く、前記事例においては、相談を受理した警察が本制度の存在を住民に教示したことで訴訟を決意したものである。今後は本制度の一層の周知を図るとともに、警察や弁護士とも連携して、府民生活と企業活動の平穩を確保するための支援を継続する。
7	<p>暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求防止責任者に対する講習については、実施計画として、実施回数20回（オンライン講習10回、会場講習10回）、受講予定者数3,520人（オンライン講習2,820人、会場講習700人）の計画であったが、結果は実施回数は予定通りであったものの、受講者数はオンライン講習1,865人、会場講習は633人で計画の約71%の達成率であった。 不当要求防止責任者講習において、定期講習の出席率向上を図るため、定期講習を受講すれば講習の受講修了証以外に「暴力団排除優良事業所」とプリントした縦22センチ、横9センチのステッカーを提供した。 企業から反社会的勢力対策に関する勉強会や研修会に講師派遣の要請があった場合には、できる限りその要請には応じ、不当要求の対応要領などについてアドバイスし、被害の防止を図った。 行政機関が開催する「行政対象暴力協議会」等には積極的に参加し、行政機関の職員に行政対象暴力とはどういうものか、また、暴力を受けた場合の対処方法について講話した。
8	<p>不当要求情報管理機関に対する業務の援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求情報管理機関の（公財）競馬保安協会関西支部、（公財）モーターボート競争保安協会、日本証券業協会大阪地区協会、預金保険機構大阪業務部とで令和5年12月13日、ホテルプリムローズ大阪において情報交換会を実施した。新型コロナウイルス感染症が拡大したことなどにより、5年ぶりの開催となり、各団体の近況報告や情報管理の在り方な

		<p>ど積極的な情報交換ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、同機関には、全国暴力追放運動推進センターが制作した「暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状～」と題する情報誌や当センターの活動状況等を掲載した「暴追画報2023」などを提供することで同機関の業務を援助した。
9	暴力団員からの被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 当センターでは、大阪府下で発生した事件で、暴力団や暴力団員から犯罪被害にあった被害者に対して、一定の条件のもとで被害の程度に応じて給付金を支給する「暴力団犯罪被害者等給付金規程」を設けているが、令和5年度には適用はなかった。 暴力団関連事件の発生を認知すれば、その被害の状況等について、大阪府警察本部暴力団排除対策の担当窓口と連携を図り、給付対象者の有無等を確認した。
10	少年指導委員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 少年指導員については、研修会を通じて、特に中学生や高校生に対して、暴力団を正しく理解してもらい、一旦暴力団に加入すると簡単には脱退できず、脱退したとしても5年間は暴力団関係者として金融機関の口座をも開設できないことなどを教示してもらうよう依頼した。 最近の暴力団を含む反社会的勢力については、広報資料などを配布し、情報を提供した。
11	その他の必要な事業	<p>【第32回暴力追放府民大会】の開催</p> <p>前年度、暴力団排除活動に功績があった方々に対して、表彰状や感謝状を贈呈する第32回暴力追放府民大会を令和5年11月7日午後1時20分から大阪国際交流センター大ホールで開催した。本大会は「暴力団の存在しない安全で、安心して暮らせる大阪のまち」を実現するために、広く府民に暴力団排除意識の浸透を図ることを目的として、平成4年より開催しており、令和5年度は第32回の開催となった。同大会には、約500人の府民が参加した。</p> <p>第1部では、暴力団排除対策にご貢献された個人5名と団体3団体に表彰状を、当センターの活動に特に支援していただいた1団体に感謝状を授与した。第2部では、元警視總監で公益財団法人日本道路交通情報センター理事長の池田克彦氏による「危機管理と組織の在り方」と題してのご講演をいただき大変盛況であった。また、受付や大会宣言時には、大阪府警のラグビー部30名が参加し、大会を盛り上げた。</p> <p>【第26回暴力追放セミナー】の開催</p> <p>第26回暴力追放セミナーを令和6年1月24日午後1時40分から、オンラインとホテルプリムローズ大阪2階鳳凰の間</p>

をサテライト会場として開催した。このセミナーは、当センターの活動に賛同し、事業の推進に協力していただいている賛助会員を対象に毎年度開催しているもので、今回は、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長の福榮泰三弁護士から「反社会的勢力に対する法的措置」と題しての講演を、大阪府警察組織犯罪対策本部長の西平隆氏から「最近の組織犯罪の情勢について」と題しての講演をいただくとともに、講演録を制作し賛助会員を中心に配布した。